

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
河内警察署	<p>光熱水費等負担金の契約について、経費支出伺書（支出負担行為）の変更の起案決裁が、会計年度を過ぎた出納整理期間中に行われていた。</p> <p>契約名称：光熱水費等負担金</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 契約期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</li> <li>2 経費支出変更伺書の起案日：令和4年4月26日</li> <li>3 経費支出変更伺書の決裁日：令和4年4月26日</li> <li>4 支出負担行為変更額：24,590円</li> </ol>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為）</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【令和4年4月1日付け改正前の大阪府財務規則の運用】 第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p>	<p>検出事項が発生した原因については、電気使用負担金の確定前に支出負担行為額の残額を確認すべきところ、この確認が不十分であったため支出負担行為額の残額が不足し、年度末時点での負担すべき電気使用負担金が見込みを超えていたことから支払いができなかった。このため、出納整理期間に経費支出伺書の増額変更を行うことになったものである。</p> <p>今後は、同種事案を再び発生させないよう、支出負担行為額の確認について、担当者だけでなく、幹部のチェック体制を強化し、再発防止を図る。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年11月10日）